

南船橋駅南口地区の都市計画変更に係る説明会
意見、質問および回答の要旨

	意見および質問の要旨	回答の要旨
1	用途地域の都市計画変更をなぜ今行うのか。	<p>南船橋駅南口地区においては、当該地のポテンシャルを最大限活かす市有地活用事業を推進するため、再開発等促進区を定める地区計画により高度利用を図ってきました。</p> <p>R6年1月現在、再開発等促進区において約8割の面積が竣工済となっていることから、都市計画法運用指針に基づき、プロジェクトが概成したものと判断し、関連する鉄道用地等とともにふさわしい用途地域に変更するものです。</p>
2	新たな回遊とはどの程度の範囲を想定したものか。	<p>本市において、「JR船橋駅から臨海部エリアの回遊性創出に向けた基本構想・基本計画」を作成し、ホームページで公開しており、範囲としてはJR船橋駅から臨海部エリアを想定しています。</p> <p>JR南船橋駅南口市有地活用事業においては、事業者募集の際に回遊施設の設置を条件としており、開業した商業施設内にインフォメーションセンターが設置されました。また、賑わいの創出、回遊性の向上に資するエリアマネジメント活動が予定されており、新たな回遊拠点が整備できたものと考えています。</p>
3	JR京葉線のダイヤ変更（通勤快速減便・各駅停車増便）は船橋市としてどのように受け止めているか。	<p>本市としては、通勤時間帯の快速がなくなり、南船橋から都心への所要時間は少し増えるが、大幅には増えず、また、停車する本数は少し増える程度であることから、大きな影響はないものと考えています。</p> <p>南船橋駅は都市計画上、本市の新たな玄関口としての役割を期待しているので、今回の都市計画の変更を行うものです。ダイヤ変更してもその期待は変わりません。</p>
4	鉄道敷地が商業地域になるということは、鉄道高架下に商業施設が入る計画があるということか。	<p>本件について、鉄道事業者には内容を説明済ですが、具体的な高架下の土地利用計画については伺っておらず、そのための用途地域変更というわけではありません。</p> <p>しかし、将来的に商業施設の計画をする際にはそれを阻害しないような変更内容となっております。</p>